

■研究調査レビュー

奄美返還関係外交文書にみる復帰運動

平井 一臣 (鹿児島大学法文学部)

本稿は、調査研究レポートというよりも、研究点描ないしは余録といった類のものであり、これからの奄美研究にとって視野に入れておいてもよいのではないかと思われることを私なりに整理しようという意図から、若干の資料の紹介と私の簡単なコメントを付したものである。

以下で取り上げるのは1991年10月に外務省外交資料館で公開された奄美復帰関係の外交文書のなかの一部である。本資料については、すでに実島隆三『あの日あの時』(南海日日新聞社、1996年)が資料の一部を紹介し、またそれを利用したかたちでの奄美の復帰問題に対する検討を試みている。また、西村富明『奄美群島の近現代史』(海鳥社、1993年)、さらには、R・エルドリッチ『奄美返還と日米関係』(南方新社、2003年)も、本資料を若干利用している。しかし、実島氏の著作で紹介されたのは資料のごく一部に過ぎず、西村氏の場合は奄美の社会経済史的な分析、エルドリッチ氏の場合は主として日米間の外交交渉の観点からの分析を行っており、その限りで必要な資料を利用しているにすぎない。すなわち、本資料における復帰運動に直接かかわる資料については、未だ十分な検討がなされているとは言えない。ここでは、そうした現状に鑑みて、本資料のなかの復帰運動にかかわる資料から、従来の復帰運動に関する研究や出版物において取り上げられていないものを紹介し、また若干のコメントを付することにする。もちろん、ここで紹介する資料もまたごく一部分であり、コメントについても資料全てを総括するものではなく、現段階での私自身の覚書程度のものにすぎない。

今回紹介するのは、外交文書に収められている「陳情関係」のなかの「昭和二十六年分」の

なかの一部である。表題からわかるように、奄美復帰に関して各地、各団体から出された請願書や陳情書の類が収められている。とりあえず、ここではそのなかから次の四つの請願関係の資料を紹介することとした。

- (1) 「奄美諸島日本復帰に関する請願書」大牟田市長、大牟田市議会議員、昭和26年8月10日
「奄美諸島日本復帰請願趣意書」全国奄美諸島日本復帰対策委員会福岡県支部、昭和26年8月8日
「決議文」全国奄美諸島日本復帰対策委員会大牟田支部、昭和26年8月5日
- (2) 「陳情書」鹿児島市議会議員、昭和26年8月10日
- (3) 「奄美大島復帰に関する要望書」京都府会議長、昭和26年8月22日
- (4) 「奄美大島日本復帰に関する意見書」長崎県議会議員、昭和26年8月26日

以上の四つの請願書類は、いずれも1951(昭和26)年8月の段階で、奄美諸島以外のいわゆる日本本土地域の自治体から出された請願書類である。

まず最初に、これらの請願書類が出された時期であるが、奄美復帰運動の展開過程のなかで復帰運動が最も盛り上がった時期であった。すなわち、1951(昭和26)年2月に奄美大島日本復帰協議会が結成され、同組織を中心に復帰請願署名運動が行われ、2月から4月にかけての署名運動の結果、ほとんどの住民からの署名が集まった。また、日本本土地域での運動についても、同年6月に奄美大島日本復帰

対策全国委員会が結成されるなど、それ以前から始まっていた全国各地での復帰支援運動がさらに拡大し、また組織化されていった。こうした運動の高まりは、進展しつつあった対日講和条約をめぐる日米交渉に人々の関心が集まり、講和条約締結時における復帰実現に対する期待の高まりを背景にしていた。しかしながら、7月に公表された講和条約案において、奄美は沖縄とともに当面分離されるという内容が明らかになった。8月16日から3日間行われた臨時国会においてこの草案が審議され、政府は沖縄奄美の分離を受け入れたかたちで、9月に開催されたサンフランシスコ講和会議に臨むことになったのである。この時期は、復帰への期待・希望がかつてなく高まった時期であり、同時にまた日米交渉のなかで、そうした期待・希望の実現が極めて困難であるということをも復帰運動関係者が思い知った時期にもあたっていた。

さて、資料(1)は、大牟田市長大牟田市議会議長名で吉田茂外務大臣宛に出された請願書であるが、この請願書の提出前の8月8日、全国奄美諸島日本復帰対策委員会福岡県支部長より請願要請が行われている(資料(1)-2)。さらにその3日前の8月5日に同大牟田支部が決議をあげており(資料(1)-3)、こうした復帰対策委員会の要請に応じて出されたものであることがわかる。復帰運動に関する本土での運動は、先に記したように、6月段階で奄美大島日本復帰対策全国委員会が発足しており、署名運動の展開や決起大会の開催など、様々な運動を展開していた。大牟田での請願への動きもまた、こうした全国的な動向と関連したものであった。また、請願書の内容からも分かるように、大牟田にとっては、奄美は特別な意味をもつ地域でもあった。すなわち与論島出身者を中心として多くの奄美出身の炭坑労働者とその家族が大牟田市とその周辺に暮らしていた。この辺りの事情については、森崎和江『与論を出た民の歴史』(葦書房、1996年)をお読みい

ただきたい。いずれにせよ、大牟田市の請願書には、そうした大牟田市と奄美との歴史上特有のつながりについての内容が盛り込まれている点に特徴がある。

資料(2)は、鹿児島市議会による外務大臣宛陳情書である。鹿児島市では、8月9日に中央公民館で奄美大島復帰県民大会が開催され、16日から1週間市内三か所で街頭署名を行い5万8千名の署名が集まったという。(名瀬市史編纂委員会編『名瀬市誌』下巻、1973年、797頁)。この陳情書の特徴は、「奄美大島は日本が戦争によつて掠奪したものでなく有史以来、日本と共に産まれたものである」と述べ、言語や平家落人伝説などを動員して民族的同一性を協調している点である。なお、鹿児島県議会については、1950年3月に総理大臣、衆参両院議会議長等に陳情を行っており、また、51年3月に占領軍最高司令官宛に請願を行っている(『名瀬市誌』下巻、813頁)。

資料(3)は、京都府議会によるものであるが、これもまた日本と奄美との古来からのつながりを強調し、同時に鹿児島県と奄美の密接なつながりについても強調したものとなっている。資料(4)は、長崎県議会による請願書であるが、この請願書の特徴は、冒頭でアメリカによる占領の「恩恵」についての感謝の内容の文言が入っている点にある。

以上のように、請願や陳情といっても、必ずしも画一的なものでも無味乾燥な文書でもなく、出された時期や場所によって内容に微妙な相違があることがわかるだろう。こうした相違に着目しながら、これまでの復帰運動史研究とつきあわせることにより、復帰運動について再検討する作業が必要なのではないかと考えられる。

(本稿で紹介するにあたっては、旧字体を適宜新字体に改め、また、句読点についても適宜付した。また、文字が潰れていて判読不明な箇所については□□□と表記している。)

(1)－1

奄美諸島日本復帰に関する請願書

奄美諸島を講和条約成立後速に日本に復帰方については、同諸島住民並に同諸島出身者かねての悲願であり、全国民又等しく熱望いたしておる所でありました、本市に於きましても地理的關係よりして、古来より同諸島の移住者は多数に上り石炭産業始め諸事業に従事して居るのであります。戦時末期よりこれ等市民は故郷との自由な出入を拒まれ、又は戸籍上の諸問題等幾多の苦難に直面しておるのであつて、これ等市民の心情を推察するとき誠に同情の念禁じ難いものがあります。

今や講和条約締結を前にして同諸島の帰属如何に、これ等市民は寢食を忘れ男女老幼挙げて絶大な関心を寄せ、日々の生業すら手につきかねるといふ岐路に立つておるのであります。別紙写の通り次第もあつて本市議会は去る八月八日満場一致の決議によりこれを採択いたしまして是非これ等関係市民の悲願が達成されますよう格別の御配慮と御措置を茲に請願申し上げる次第であります。

昭和二六年八月十日

大牟田市長 田中忠蔵

大牟田市議会議長 境 藏

外務大臣殿

(1)－2

奄美諸島日本復帰請願趣意書

吾等は戦争が如何に人類の悲劇であったかを痛感した。

殊に奄美諸島が沖縄と共に激戦地であり且その打撃の深刻であった事も体験して来た。敗戦の結果一九四六年二月二日奄美諸島は日本からはなれ行政の分離宣言を余儀なくされ交通文化産業すべては孤立状態に陥り苦難な道をたどり今日に至った。

今や奄美原地住民は戦争の犠牲となり南海の孤児として悲哀と失望のどん底に叩き落されている。この歴史的悲劇は如何なる宣撫や黄金

を以てするも吾等奄美人にとつては癒され得ない国民感情として歴史的汚点を末代に残さざるを得ないであらう。

唯一の念願としている既に原地住民はその九九・八パーセントの復帰請願署名を完了し全島民身を以てハンストに入りその意志を自由卒直に表明した。吾等は日本人として独立の早からんことを講和条約に期待し郷土奄美の復帰が正常に決定されんことを最大の希望としている。

対日講和条約は目前に到来した。この秋こそ奄美日本復帰悲願達成の日であり歓喜解放の機会であらねばならない。

万一復帰不能と決せんか人類平和への歴史的記念日であるべき講和の日が奄美人にとつて悲痛なる民族哀史の一頁を印することになるのであらう。吾等は真の平和を乞願う。而して其の意味に於てその事を衷心より憂ひ且つ断固として拒まざるを得ない。

今や正に奄美諸島は分離、復帰かの重大岐路に立つ。茲に於てか全国に在住する奄美出身は已むに已まれず立ち上つた。

澎湃として奄美諸島復帰の請願運動は展開されその目的達成に邁進した。吾等は切実なる希望を卒直に許へ講和条約締結関係各国に寛大なる御理解を賜るよう請願すると共に大牟田市議会議長並に市当局併せて二十萬市民各位の積極的な御協力をお願い申上げる次第である。

昭和二六年八月八日

全国奄美諸島日本復帰対策委員会

福岡県支部長 川畑里住

大牟田市長 田中忠蔵殿

大牟田市議会議長 境慧殿

(1)－3

決議文

一 信託統治絶対反対

一 奄美諸島完全日本復帰

右決議する

昭和二六年八月五日

全国奄美諸島復帰対策委員会
大牟田支部

(2) 陳情書

講和会議を目前に控え、領土問題は益々国民の関心を高めています。奄美大島群島は一九四六年二月二日以来日本領土から分離されて〇〇国軍下におかれましたが、それ以来在郷離約四〇万の人々は講和条約締結で日本復帰が実現するものと望みを持つて復帰運動を続けて来たのであります。われわれ鹿児島県民にとって奄美大島は特に古くから終戦時まで鹿児島県の一部であつた程因縁深い處でありまして、経済、交通、文化その他各般にわたり密接な関係を持続して来たのであります。

そして県下一の面積と人口を有する大郡であつただけにその〇〇〇〇〇は注目の焦点となつています。しかるにこの度示された講和条約草案では北緯二十九度以南は日本国領土から除外されて、連合国信託統治下におくことが明らかにされ、奄美人四〇万の唯一、最大の〇〇〇は意外にも期待を裏切られたのであります。これがため地元の人はもちろん日本在住の人々も絶望のどん底につき落され、信託統治絶対反対、日本復帰のスローガンの下に署名運動を各地に展開すると同時に地元では全島民はハンストを開始したのであります。特に現地における日本復帰署名運動では全島民の九九・八%が署名するという好成績を治めたのであります。これは全く住民の〇〇の発露であるという外はないと思います。

又日本の各地に起つている日本復帰署名運動、更にこれに続く全国大会と最後の一瞬まで死闘する悲壮な決意を持つておりこの悲願は実にやむにやまれない民族的本能から出たものであります。

奄美大島は日本が戦争によつて掠奪したものでなく有史以来、日本と共に産まれたものであることは昔から幾多の文献が証明しているであります。又同島民は民族的にも日本人であ

る証拠には言語においては現在の日本ではまだ嘗て使われていない万葉集等にあつた古語を使用していることから明らかであります。

又平家の残党が南島落ちした史実も確かであります。このように大島は太古から日本の領土であり、歴史学上、考古学上、民俗学上、言語学上、その他何れの点においても日本文化の上に極めて重要な地位を占めております。殊に僻遠の地であるため日本上代の貴重な文化の原始形態を比較的豊富にしかも純粋に残しており日本にとって大切な存在であります。

特に島津藩時代の密接なつながり、砂糖による島津財産の立直しに一役買つて出た点も見逃し難い点であります。

領土の帰属は住民の意思によつて解決されるならば、住民の意思がはつきりしております以上、日本に復帰されるのが当然であります。

領土の帰属を住民の意思によつて解決するというは自由主義国家の国際的通念であると信じます。

以上述べました諸事情を宜しく御諒察され連合諸国の温かい御理解とご同情を賜わり奄美大島日本復帰の一大悲願を達成されるよう、鹿児島市議会の総意により陳情申し上げる次第であります。

昭和二十六年八月十日

鹿児島市議会議長 新川

外務大臣 吉田茂殿

(3) 奄美大島復帰に関する要望書

奄美大島は「ポツダム宣言」受諾に伴つて終戦と共に占領軍の統治下に入り、昭和二十一年二月以降日本本土との政治的・経済的その他あらゆる関係において遮断せられて今日に至つて居る。然しながらその行政区域の関係、経済的關係、民族、文化等の歴史的沿革から見て我国に帰属すべきものと思料する。

即ち行政区域の面に於いては奄美大島は古来より日本国の一部であり未だかつて外国との間に境界問題で紛争を醸した事実のないこと

は如何なる文献を繙いても明な処である。

次に経済的面に於いても奄美大島は、大島紬、鰹漁業或は砂糖の製造等に於いてその原料資材及び製品販路の点においてのみならず大島の必要物資の一切と同地の物産の移入はすべて小型発動船で往来可能の近距離にある鹿児島港を經由し、鹿児島港との紐帯に於て大島と我国とは一体不離の立場に置かれているのである。最後に民族文化の見地よりするも古来より日本民族であり、文化も亦日本文化を享受し、その恵沢に浴して来たことは周知の事実である。

現在同地在住二十余万、日本本土居住も亦二十万と推算されているがこの四十万になんなんとする人々が終戦を境にして親子兄弟互に相離れ面接も出来ない誠に惨めな境遇におかれていることは衷心から同情を禁じ得ないものがある。

仍つて政府並びに関係方面に於いては右事情御賢察の上講和会議に於いて是非とも奄美大島を日本に復帰せしめる様萬全の御高配を賜り度。

右要望する。

昭和二十六年八月二十二日
京都府会議長 北村平三郎
外務大臣 吉田茂殿

(4) 請願書

紹介議員

提出者 長崎県議会議長 岡本道行
奄美大島日本復帰に関する意見書

敗戦という日本最大の悲劇によつて一九四六年二月二日奄美諸島は日本から分離し、行政の離脱宣言を余儀なくされ、交通、文化、産業等すべて孤立状態に陥り苦難の一途を辿り、今日に至っているのであるが、その間アメリカの好意によつて衣食を受け、かつ民主化への道を教えられたことに対しては、島民はもとよりわれわれ日本国民の等しく感謝するところである。

奄美大島々民の民族的意識は、日本復帰の悲願となり、遂に断食にまで発展したことは周知のとおりである。

そもそも同島は、日本民族の血と文化とを受けつぎ今日に至っていることは、史上の記録のみならず人類学的にも実証されているところであつて、終戦までは鹿児島県大島郡として重要な役割を果たして来たばかりでなく、多数の人材、知名士を国の中枢に送っているのであるが、行政の分離後は交通の杜絶によつてすでに六ヶ年の空白を生じ、この間学ばんとして学ぶ能わざる向学の若人達は、ただただ血涙を飲むの悲しき現状におかれているのである。

今や奄美大島の同胞四十万人は挙つて祖国日本への正常復帰を唯一つの念願として、すでに現地住民はその九九、八%の復帰請願署名を完了し、講和条約の締結とともに日本人としての自由と独立を回復する日の一日も早からんことを切望し、かつ衷心から念願しているのである。

対日講和条約を目前に控え、今やまさに奄美諸島は分離か復帰かの歴史的な重大岐路に立たされている。萬一復帰不可能と決定せんか人類平和への歴史的記念日であるべき講和の日が、一変して悲痛なる民族哀史の一頁を印する日となるであろうことを杞憂せざるを得ないのである。

仍つて貴職におかれては対日講和をして、切実なる島民の悲願をかなえ歓喜解放の一大機会たらしめるよう、適切なる措置を講ぜられたく

茲に本件議会の議決により意見書を提出する。

昭和二十六年八月二十六日
長崎県議会議長 岡本直行
外務大臣 吉田茂殿